

令和6年度 認可外保育施設の保育料の補助・助成について

認可外保育施設に入所しているお子様の保育料の一部を補助・助成しています。

国の幼児教育・保育無償化の制度により補助される「施設等利用費」と、習志野市が助成する「習志野市民間保育施設入所児童助成金」がありますので、下記をご確認ください。

補助・助成の概要

◆無償化の対象の児童

年齢区分	補助・助成額(限度額)		対象施設	申請等の種類
3～5歳児クラス	国より	37,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の制度に係る請求
	市より	3,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設 (事業所内保育事業等を含まない)	市の助成金の申請
0～2歳児クラス (非課税世帯)	国より	42,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の制度に係る請求

※認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、施設所在自治体の確認を得ている施設が対象となります。

◆無償化の対象でない児童

年齢区分	助成額(限度額)		対象施設	申請の種類
0～2歳児クラス (課税世帯)	市より	40,000 円／月 ※認可外保育施設の保育料と認可保育施設に入所した場合の保育料との差額を助成	習志野市 千葉市・船橋市・八千代市の 認可外保育施設 (事業所内保育事業等を含まない)	市の助成金の申請

※認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設が対象となります。

◇ 0～2歳児クラスの課税世帯については、認可外保育施設の保育料と認可保育施設に入所した場合の保育料との差額(上限 40,000 円／月)を助成します。

◇ 3～5歳児クラスについては、認可外保育施設に支払った保育料が 37,000 円／月以上であれば、40,000 円／月を上限にその支払った保育料の額を補助・助成します。また、0～2歳児クラスの非課税世帯については 42,000 円／月以上であれば、42,000 円／月を補助します。なお、認可外保育施設等の保育料が、37,000 円／月未満(0～2歳児クラスの非課税世帯については、42,000 円／月未満)の場合は支払った保育料の額を補助します。

市からの助成については、待機児童等の状況により、今後廃止することがあります。

1 補助・助成の対象者

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯

- 児童及び保護者について、習志野市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている。
- 入所児童について、対象の認可外保育施設との月極契約により、1日4時間以上かつ月16日(週4日)以上、利用している。
※転入・転出をした場合、転入・転出した月に16日以上習志野市に住民票があることが必要。
- 保護者について、習志野市の保育の必要性の認定基準を満たしている。
(月64時間以上の就労等、保育にあたれない要件があること ☆4ページを参照)

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

- 施設等利用給付認定(新3号認定または新2号認定)を受けている方 ☆4ページを参照
- ※施設等利用給付認定を受けていない方は、認定後から補助・助成の対象となりますのでご注意ください。
- ※転入・転出等の理由で、月途中で認定期間が開始する又は終了する場合の施設等利用費の月限度額は次のとおりです。
転入や月途中で認定を受けた場合
 $37,000 \text{ 円(新3号の場合は } 42,000 \text{ 円)} \times \text{認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$
転出等により月途中で認定が取消となる場合
 $37,000 \text{ 円(新3号の場合は } 42,000 \text{ 円)} \times \text{取消日(転出日)の前日までの日数} \div \text{その月の日数}$
- ※習志野市民間保育施設入所児童助成金は、対象の認可外保育施設との月極契約により、1日4時間以上かつ月16日(週4日)以上、利用していることが助成の条件となります。また、転入・転出をした場合、転入・転出した月に16日以上習志野市に住民票があることが必要となります。

2 補助・助成の対象施設

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯

習志野市、千葉市、船橋市、八千代市に設置されている認可外保育施設のうち、基準日(助成対象年度の前年度4月1日)時点で認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

※令和6年度においては、証明書の交付を確認する基準日を令和5年4月1日としております。

※新規開設施設等については上記の基準日とは異なり、開設日と証明書の交付日によって令和6年度に助成金の対象となるかを決定します。

※対象施設の詳細については、こども保育課までお問い合わせください。

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、施設所在自治体の確認を得ている施設



3 補助額・助成額

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯

月単位で算定し、認可外保育施設に支払った保育料と認可保育所に入所した場合に発生する保育料との差額を助成します。ただし、児童1人につき月額 40,000 円を限度とします。

- (例1) 認可外保育施設に支払った保育料が月 80,000 円、認可保育所の保育料が 50,000 円
となる方
その月の助成額 = 80,000 円 - 50,000 円 = 30,000 円
- (例2) 認可外保育施設に支払った保育料が月 80,000 円、認可保育所の保育料が 30,000 円
となる方
その月の助成額 = 80,000 円 - 30,000 円 = ~~50,000 円~~ ⇒ 40,000 円

※認可保育所の保育料は、保護者や同居の祖父母の方の住民税の額に応じて定められています。

※助成対象経費…利用料(保育料)のほか、食材料費(給食費・おやつ代等)を含む。

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額 42,000 円を上限とします。

- (例1) 認可外保育施設に支払った保育料が月 80,000 円の場合
補助額は、42,000 円となります。
- (例2) 認可外保育施設に支払った保育料が月 39,000 円の場合
補助額は 39,000 円となります。

※無償化対象経費…利用料(保育料)のみ。食材料費等(給食費等)は除く。

□3～5歳児クラス(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助・助成します。ただし、児童1人につき月額 40,000 円を上限とします。

- (例1) 認可外保育施設に支払った保育料が月 80,000 円の場合
補助・助成額は 40,000 円となります。
- 《内訳》
- ・無償化の制度により(施設等利用費として)37,000 円を補助
 - ・80,000 円 - 37,000 円 = 43,000 円ですが、市からの助成額は限度額が適用され、3,000 円となります。
- (例2) 認可外保育施設に支払った保育料が月 39,000 円の場合
補助・助成額は 39,000 円となります。
- 《内訳》
- ・無償化の制度により(施設等利用費として)37,000 円を補助
 - ・39,000 円 - 37,000 円 = 2,000 円となり、市からの助成額は 2,000 円となります。
- (例3) 新2号認定を4月1日から受けていたが4月26日に習志野市外へ転出した場合の4月の補助額
(認可外保育施設に支払った保育料は月 25,000 円)
補助額は 25,000 円となります。
- 《内訳》
- ・無償化の制度により(施設等利用費として)25,000 円を補助
 - ・転出日が認定取消日になるため、4月1日～4月25日の日数で日割り計算を行います。
(37,000 円 × 25 日 ÷ 30 日 = 30833.33… 十円未満切り捨てとなり、4月の限度額は 30,830 円)
 - ・認可外保育施設に支払った保育料が、4月の限度額を下回っているため、補助額は 25,000 円となります。

※無償化対象経費…利用料(保育料)のみ。食材料費等(給食費等)は除く。



4 保育の必要性の認定基準および施設等利用給付認定の認定要件(認定は遡りで申請不可)

- 就労(月64時間以上の就労を常態としている)
 - ※育児休業から復帰される方は、下記を参考にしてください。
 - ⇒月の1～10日までに復帰する場合:前月分より補助・助成対象
 - ⇒月の11～31日に復帰する場合:当月分より補助・助成対象
- 出産の前後(出産日又は出産予定日の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前) から
出産日から57日目の月末 まで)
- 疾病又は障がい
 - ※障害者手帳には等級に制限があります。詳細は、5ページの必要書類をご確認ください。
- 親族の介護・看護(別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること)
 - ※障害者手帳には等級に制限があります。詳細は、5ページの必要書類をご確認ください。
- 被災家庭
- 求職活動中(求職活動による認定日から2か月を迎える月末まで) 下記★参照
 - ※助成金については、月単位での認定となります。
- 就学(月64時間以上を満たしていること)
- 育児休業継続
 - ※上のお子様の発達上環境を変えることが好ましくないことから、下のお子様の育児休業を取得する前から入所しており、育児休業を取得した後も継続して通う場合のみの対象となります。

★0～2歳児クラスの住民税課税世帯で、求職活動中の要件で市の助成を受ける場合は、申請の際に「求職活動内容報告書」の提出が必要です。

5 請求・申請のお手続きの流れ

必要書類をご用意いただき、下記のとおり請求・申請してください。

※ご提出後に書類が不足していた場合は、こども保育課から直接保護者の方へご連絡いたします。

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯

提出先:習志野市こども保育課

請求・申請方法:窓口または郵送

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

提出先:習志野市こども保育課

請求・申請方法:窓口または郵送

6 請求・申請期間

	第1期	第2期	第3期	第4期
補助・助成対象となる保育料	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
請求・申請期間	7月1日 ～7月31日	10月1日 ～10月31日	1月6日 ～1月31日	3月10日 ～3月31日

7 請求・申請に必要な書類

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯

※習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書と就労証明書については、ワード形式またはエクセル形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。

※下記3以降の☆書類は、年度内初回申請時にご提出いただき、その後は変更が生じた場合等のみ再度ご提出ください。なお、下記5(父母分の保育にあたれない要件書類)を令和6年4月以降の認可保育施設の入所申し込みの際に既に提出された方は、その提出した内容に変更がない限り、再提出は不要となります。(申請書に「要件書類は令和6年〇月分入所申込時提出済み」と付せんをつけてください。)

※兄弟姉妹で申請をする場合は、下記3以降の書類は、原本を1部ご用意いただき、コピーで代用可能です。また、下記1の習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書については記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

<共通で必要となる書類> ☆…年度内、初回申請時のみ(変更があった場合は、再度提出してください。)

必要な書類				
1	共通書類		習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書 ※1	
2			保育提供証明書	
3☆			地方税関係情報の取得同意書兼口座振替依頼書	
4☆			マイナンバー確認書類 ※6ページ「個人番号(マイナンバー)確認書類」をご参照ください。	
5☆	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者分)			
	①	就労	会社勤め(被雇用者)	就労証明書(国が定める標準的な様式)
			自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 自営業の実績確認ができる資料 …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書 等のいずれか一つ
			内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 契約書の写し
			育児休業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)※5 2. 育児休業復職誓約書
			採用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間64時間以上の場合のみ)
	②	出産前後		出産(予定)児の母子手帳 (出産(予定)日のページの写し)※2
	③	疾病又は障がい		・医師の診断書(こども保育課指定の様式) ・障害者手帳等の写し※3
	④	親族の介護・看護		1. 介護・看護を受ける親族の診断書(こども保育課指定の様式)または障害者手帳等の写し※3 2. 介護・看護状況調査票(こども保育課指定の様式)
	⑤	被災家庭		罹災証明書等
	⑥	求職活動中		求職活動報告書
	⑦	就学 ※4		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2. カリキュラムの写し
	⑧	育児休業継続		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式)※5 2. 育児休業に伴う継続利用申込書(こども保育課指定の様式) 3. 保育施設等利用証明書

※1 年度内、二回目以降の申請時には、個人番号(マイナンバー)の記載は省略可能です。

※2 出産後、出生届出済証明記載のページの写しを提出してください。

※3 身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、介護保険被保険者証(要介護1～5)

※4 学校教育法に規定する学校等に在学または、職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていること。

※5 復職又は就職後、改めて就労証明書を提出してください。

<状況によって必要となる書類> ☆…年度内、初回申請時のみ(変更があった場合は、再度提出してください。)

必要な書類		
6☆	保護者やお子様が外国籍の方	在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し) のいずれか
7☆	同居世帯に障がい者(児)がいる場合	障害者手帳等(※5ページ③参照)の写し
8☆	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
9☆	児童の兄弟が私立幼稚園等に通園している場合	在園証明書
10☆	ひとり親家庭の場合	戸籍謄本 または 離婚受理証明書(後日戸籍謄本の提出が必要)
11☆	住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情がある方で税額の確認ができない方 ※税申告が必要となり、申告後にご用意ください。	令和6年 4 月分～8 月分の申請の場合 ⇒令和5年度市区町村民税(非)課税証明書 令和6年 9 月分～令和7年 3 月分の申請の場合 ⇒令和6年度市区町村民税(非)課税証明書
12☆	国内に住民票がない期間があったことから税額の確認ができない方 ※右記をご覧ください、ご不明な場合にはお問い合わせください。	令和6年 4 月分～8 月分の申請の場合 ⇒令和4年 1 月 1 日～令和4年 12 月 31 日の期間に国内に住民票がなかった方は、同期間の収入を証明できる源泉徴収票(勤務先で発行)や収入証明書(勤務先で発行)等をご用意ください。 令和6年 9 月分～令和7年 3 月分の申請の場合 ⇒令和5年 1 月 1 日～令和5年 12 月 31 日の期間に国内に住民票がなかった方は、同期間の収入を証明できる源泉徴収票(勤務先で発行)や収入証明書(勤務先で発行)等をご用意ください。

～個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類～

- ◆顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。
- ◆顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類をご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
☐ 通知カード ※1 (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致してる場合のみ。【B】本人確認書類が必要) ☐ 個人番号が記載された住民票等 (【B】本人確認書類が必要)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの	☐ 公的医療保険の被保険者証 ※2 ☐ 年金手帳 ※3 ☐ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ その他官公署からの発行書類で氏名および生年月日または住所の記載があるもの

●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。

●すべての確認書類について、A4サイズの用紙に印刷をした上で、ご提出ください。

※1 個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。

- ※2 国民健康保険被保険者証をお持ちの方は令和7年8月1日以降、社会保険被保険者証をお持ちの方は令和7年12月2日以降は、各保険者が新たに発行する「資格確認書」の写しをご提出ください。
 なお、写しを取った後、保険者(被保険者)等番号および記号・番号は黒塗りしてください。
- ※3 年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号通知書は、本人確認書類として使用することができません。

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

- ※施設等利用費請求書(償還払い用)と委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ※施設等利用費請求書(償還払い用)については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

- ※施設等利用費請求書(償還払い用)、習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書、委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ※施設等利用費請求書(償還払い用)と習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書(無償化対象者用) ※認可外保育施設に支払った月額利用料が37,000円を超える月がある場合のみ、こちらをご提出ください。
3	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
4	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

「0～2歳児クラスの住民税非課税世帯」と「3～5歳児クラス」の方の請求時の注意点

- ※施設等利用給付認定を受けていることが必須となります。現在受けている認定内容に変更が生じた場合には、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」とその他変更後の書類をこども保育課まで提出してください。
- ※施設等利用費請求書のお振込み口座は、原則、認定保護者の口座となります。認定保護者とは別の方の名義をお振込み口座としたい場合等は、認定保護者からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。
- ※一時保育等で認可外保育施設をご利用されている場合は、「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」にご記入の上、ご利用の施設に提出し、特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証を発行してもらってください。
- ※ご記入の際は、消えるボールペン及び修正ペン・テープは使用しないでください。使用されている場合は再提出となりますのでご注意ください。
- ※市ホームページからダウンロードした「施設等利用費請求書」を使用する際は、片面印刷の場合には割り印が必要となります。

問い合わせ：習志野市役所 こども保育課 電話 047-453-5511